

名古屋市告示第132号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 8年 3月30日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 指定する区域

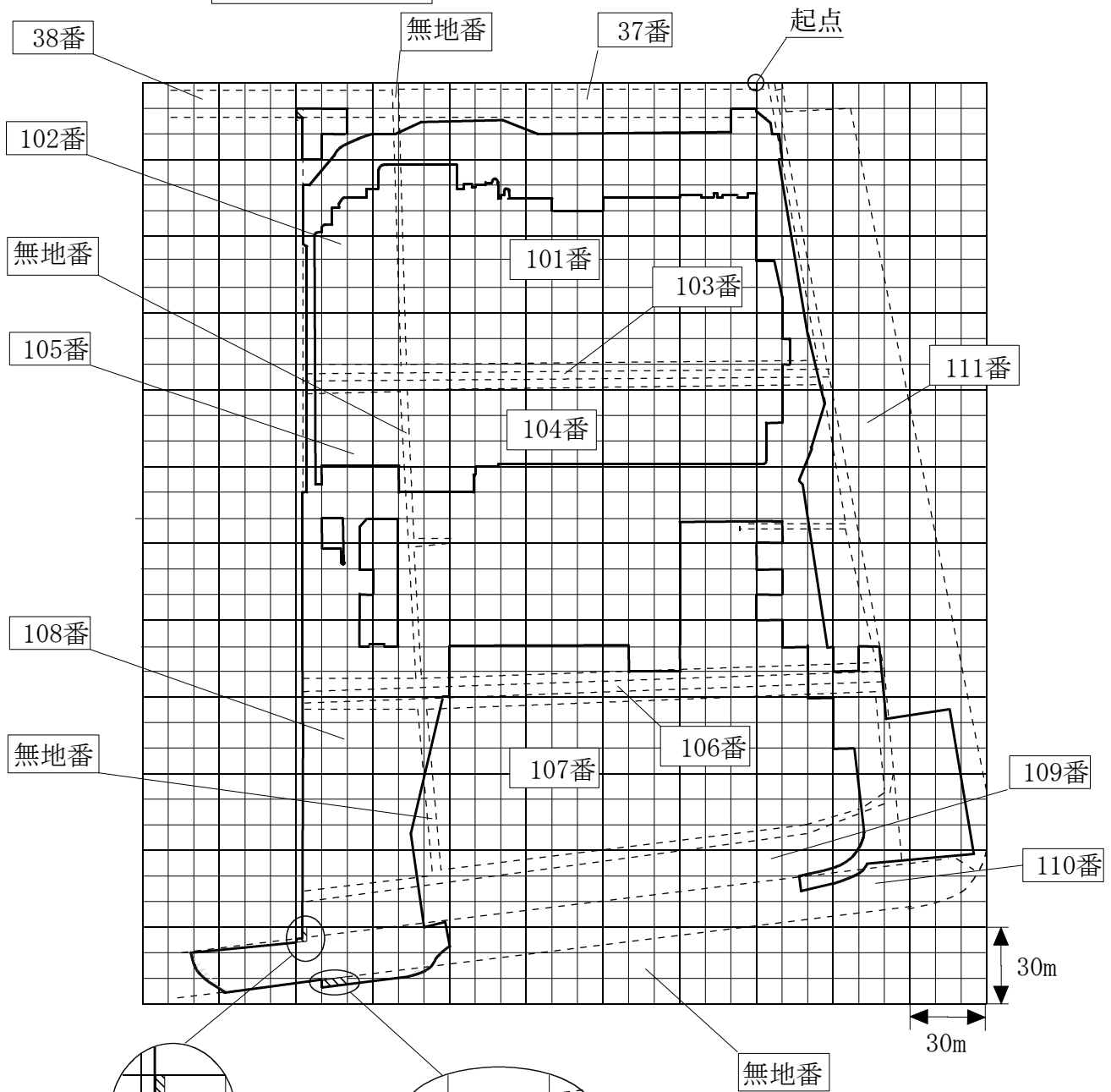
名古屋市港区藤前二丁目 109番の一部、 110番の一部及び 110番地先（詳細は別紙のとおり）

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

港区藤前二丁目



凡例



：調査対象地

起点：（X座標：-101410.1152、Y座標：-29983.9847）

---：筆の境界



：形質変更時要届出区域（砒素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））

| | | | |
|----------|---|---|---|
| | A | | |
| 地点名：A1-1 | 1 | 2 | 3 |
| 1 | 4 | 5 | 6 |
| 単位区画凡例 | 7 | 8 | 9 |